

＜令和 5 年度 事業計画＞

1 啓発事業

(1) 啓発講座開催

消費者の自立を促し、安心安全な消費生活が送れるようになることを目的に講座を開催。

開催日	開催内容（予定）	人数
5月31日	デジタルで快適、消費生活術 スマホの基本的な操作体験と、ネット通販での注意点などを解説し、デジタルで快適な消費生活術を学ぶ。	40人
7月20日	（仮）悪質商法から身を守るには	40人
10月18日	高齢者の消費者トラブルを防ぐために （中央公民館との共催講座）	40人
10月下旬	（仮）身近なところから気をつける防犯	40人
12月中旬	未定	40人

(2) 消費者教育の推進・充実

＜市内県立高等学校＞

要請のあった市内県立高等学校に対し、生徒向けに成年年齢引き下げをテーマとした弁護士講座を開催し、消費者教育の充実を図る。（9校・12回を予定）

＜教員＞

要請のあった小中学校教員等の指導者に対し、消費者教育講座を開催し、学校での消費者教育の推進を図る。（10回程度を予定）

＜職域＞

事業主や従業員に対する消費者教育講座を開催し、職域での消費者教育の推進を図る。（1回を予定）

(3) 情報発信

消費者トラブルの未然防止のため、消費者トラブルの事例や対応策などの情報発信を行う。

< 広報紙「ぼけっと」発行 >

- ・ 年 2 回（7 月・2 月）発行予定
- ・ 各回 12,000 部発行
- ・ 各自治会の組回覧や関係機関等を通じ配布

(4) 消費者問題啓発協力員

毎月の会議で消費者問題に対する学習を行い、自己研鑽及び家族等周囲への見守りに繋げるほか、センターと連携し、ボランティアで街頭啓発や出前講座で啓発劇を行い、消費者問題の啓発に協力する。

(5) 出前講座

地域団体からの要請に応じ、相談員等が出張して講座を開催。内容に応じ、消費者問題啓発協力員とも連携し、啓発劇を行う。

2 相談事業

(1) 相談受付

相談員 6 名を雇用し、電話 3 回線及び来所相談で相談を受付。

(2) 支援弁護士を活用

センターに寄せられる相談のうち、法律解釈が必要となるものについては、相談者への的確な助言を行うため、委嘱した弁護士 2 名に専門的な指導、助言、意見を求める。

< 支援内容 >

- ① 定期相談（毎月 1 回／90 分実施／弁護士 2 名で対応）
- ② 窓口対応支援（毎月隔週／1 回につき 90 分実施／各回弁護士 1 名で対応）

(3) 相談員のスキルアップ

より迅速・適切な助言を行うため、相談員を各研修に派遣し、知見を高める。市民（消費者）は、潜在的な課題を抱えている場合も多く、相談内容は複雑多様化しているため、他分野の知識を習得し、より適切な対応を行うことを目的として、当センターでも研修を行う。

< 研修内容 >

- ① 国民生活センター主催 年間 9 回
- ② 滋賀県消費生活センター主催 年間 9 回
- ③ 当センター主催 年間 6 回（公認心理士や精神科医による研修を予定）

3 その他

<大津市消費生活審議会の開催>

年間 2 回の開催を予定。今年度は委員改選となることから、第 2 回目は新委員での開催となる。

開催時期	内容
1 回目：5 月 18 日	令和 4 年度事業報告及び令和 5 年度事業計画について審議
2 回目：10 月上旬	令和 6 年度の事業内容について審議